

兵庫県公立大学法人副学部長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人組織規程(平成25年法人規程第1号。以下「組織規程」という。)第21条第1項に規定する副学部長の任命、選考、任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 理事長は、学長の申出に基づき、副学部長を任命する。

2 前項の学長の申出は、組織規程第21条第1項に規定する学部長の推薦に基づき行う。

(選考の時期)

第3条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合に副学部長を任命する。

- (1) 副学部長の任期が満了するとき
- (2) 副学部長が辞任を申し出たとき
- (3) 副学部長が欠けたとき

2 副学部長の選考は、前項第1号に該当するときは学長が定める日までに、同項第2号又は第3号に該当するときは速やかに行う。

(任期)

第4条 副学部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、学部長の任期の終期を超えることはできない。

2 第3条第1項第2号又は第3号の規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、副学部長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 学長の申出に基づき、理事長が特に必要と認めた場合、研究科に副研究科長を置くことができる。副研究科長の任命、選考、任期等はこの規程を準用するものとする。ただし、副研究科長の任期について、第4条第1項によりがたい特別な事情があると認められる場合は、個別に任期を定めることができるものとする。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 15 日改正）

- 1 この規程は、令和 2 年 12 月 15 日から施行する。
- 2 令和 3 年 4 月 1 日開設予定の社会科学部研究科、情報科学研究科及び理学部研究科の副研究科長予定者の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 29 日改正）

この規程は、令和 6 年 1 月 29 日から施行する。